

公益財団法人東京都体育協会 理事長 様
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 理事長 様
一般社団法人東京都レクリエーション協会 会長 様

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部長 鈴木 研二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に伴う各種事業の取扱いについて（通知）

平素より、東京都のスポーツ振興事業への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染再拡大防止のための緊急事態措置等に伴い、貴団体と共催等により実施する下記の各事業の取扱いについては、令和3年4月23日付3才推事第80号、令和3年5月10日付3才推事第93号及び令和3年5月31日付3才推事第171号により通知しているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が終了し、再拡大防止のため「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を令和3年6月21日から実施いたしますので、まん延防止等重点措置期間である令和3年7月11日までに予定されている各事業の実施に当たっては、本措置を踏まえ、規模縮小等の可能性を検討するとともに、感染防止対策の強化を徹底するようお願いいたします。

7月12日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

大変恐縮ではございますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1 対象事業

(1) 事業対象期間が通年（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の事業

- ア シニアスポーツ振興事業
- イ ジュニア育成地域推進事業
- ウ 競技力向上事業
- エ トップアスリート発掘・育成事業
- オ スポーツ・インテグリティ推進事業
- カ テクニカルサポート事業
- キ アスリート・キャリアサポート事業
- ク 都民参加事業及びその他東京都広域スポーツセンター関係事業

(2) スポーツ大会等の事業（上記を除く）

- ア 都体協との共催事業
- イ 事業団との共催事業
- ウ 都レク協との共催事業

2 参考資料

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（令和3年6月18日発表）

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/014/028/20210618.pdf